

証券コード 5817

平成29年5月15日

株 主 各 位

大阪市福島区福島7丁目20番1号  
KM西梅田ビル11階

**JMACS株式会社**

代表取締役社長 植村 剛 嗣

### 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月29日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成29年5月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田3丁目4番5号  
毎日インテシオ 4階 大会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第53期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告および計算書類内容の報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jmacs-j.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

**事業報告**

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな景気回復傾向にあるものの、新興国経済の減速や、英国のEU離脱決定に加えて米国新政権の政策への不安感などにより、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

電線業界の状況ですが、企業の設備投資意欲は依然として低迷し、銅電線出荷量の全体の50%を占める建設・電販向けの需要が大きく落ち込む等、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社といたしましては、グローバル化も視野に、販路拡大に注力すると共に、マーケティング力を強化しつつ多様化する顧客ニーズに対応すべく、提案型営業の実践とトータルソリューション事業において新たな需要の創出を目指し、IoTを活用したスマート工場化などアプリケーションを提供するためのパッケージ開発を推進してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は41億56百万円（前事業年度比9.6%減）、営業利益5百万円（前事業年度は営業損失1億37百万円）、経常利益54百万円（前事業年度は経常損失91百万円）、当期純利益30百万円（前事業年度は当期純損失2億70百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当事業年度より報告セグメント区分を変更しており、以下の前事業年度比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

<電線事業>

電線事業につきましては、長引く受注の低迷と銅価格が低位で推移したことによる販売価格の低下により、売上高は40億95百万円（前事業年度比9.9%減）となりました。

利益ベースでは、主原材料となる銅建値と連動し販売価格をスライドさせる仕組みにおいて、期初より銅建値が低位で推移する中で、11月以降の銅建値の急激な上昇により利益率が大きく改善しセグメント利益1億42百万円（前事業年度はセグメント損失56百万円）となりました。

<トータルソリューション事業>

トータルソリューション事業につきましては、市場ニーズに迅速に対応するための体制整備に注力し、グローバル化を視野に製品開発を推し進め、売上高は61百万円（前事業年度比15.6%増）、セグメント損失1億37百万円（前事業年度はセグメント損失81百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、23百万円であります。

その主なものは、兵庫工場の機械装置の取得費9百万円および本社増床工事費6百万円であります。

③ 資金調達の状況

設備投資資金は、自己資金でまかないました。

**(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況**

当事業年度ならびに過去3事業年度の業績および財産の状況は次のとおりであります。

区 分	第 50 期 (25. 3. 1 から 26. 2. 28 まで)	第 51 期 (26. 3. 1 から 27. 2. 28 まで)	第 52 期 (27. 3. 1 から 28. 2. 29 まで)	第 53 期 (28. 3. 1 から 29. 2. 28 まで)
	千円	千円	千円	千円
売 上 高	4,957,629	5,249,813	4,598,583	4,156,755
経常利益または 経常損失(△)	225,219	266,225	△91,232	54,746
当期純利益または 当期純損失(△)	237,115	208,977	△270,938	30,854
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	50円89銭	44円85銭	△58円14銭	6円62銭
総 資 産	6,606,022	6,710,367	6,876,025	6,879,426
純 資 産	4,792,634	4,968,126	4,618,034	4,626,273

(注) 金額(1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)を除く)については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

**(3) 対処すべき課題**

電線事業は、国内需要が縮小していく中で業者間の競争は激しさを増し、主原材料の銅の相場によって売上高、利益は大きく影響を受けます。

将来の収益基盤を強固なものとするため、トータルソリューション事業の成長分野へ、事業領域を拡大することを当面の課題としております。

基本方針として、1. 攻撃こそ最大の防御である(攻めの経営)。2. 世のため人のための事業を行う。3. スピードと技術、素早い対応という伝統を死守。を掲げ、マーケティング機能を拡充し社会のニーズにマッチした製品を開発し、国内はもとより、海外も視野に入れ、販路拡大に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (4) 主要な事業内容 (平成29年2月28日現在)

## (電線事業)

当事業では、防災用電線、通信用ケーブル、計装・制御用ケーブル、その他の弱電用電線の製造および販売を行っております。

## (トータルソリューション事業)

当事業では、LED照明製品・高機能産業製品の製造および販売、ソフトウェア・ハードウェアの受託開発等を行っております。

## (事業別売上高)

区 分	品 目 の 種 類	第 53 期 平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで	
		金額	割合
電 線 事 業	防災用電線(消防用耐熱電線、警報用電線)	815,265千円	19.6%
	通信用ケーブル(市内対ケーブル、インターホンケーブル、有線放送用電線)	515,110千円	12.4
	計装・制御用ケーブル(低圧計装用ケーブル、信号用ケーブル、制御用ケーブル)	2,360,459千円	56.8
	その他(600Vビニル絶縁電線、光ファイバーケーブル、太陽光発電システム用ケーブル、外装加工、撚線加工)	404,226千円	9.7
トータルソリューション事業	LED照明製品・高機能産業製品の製造および販売、ソフトウェア・ハードウェアの受託開発等	61,692千円	1.5
合 計		4,156,755千円	100.0

## (5) 主要な営業所および工場 (平成29年2月28日現在)

名 称	所 在 地
本 社	大阪市福島区福島7丁目20番1号 KM西梅田ビル11階
兵庫工場第一工場	兵庫県加東市新定字木谷275番122
兵庫工場第二工場	兵庫県加東市森尾127番1
東 京 営 業 所	東京都千代田区九段南2丁目4番4号 三和九段ビル8階

(注) 名古屋営業所は、平成28年8月31日をもって閉鎖いたしました。

## (6) 使用人の状況 (平成29年2月28日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
144 名	2名減少	40.3歳	13.3年

(7) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	500百万円
株式会社みずほ銀行	365百万円
日本生命保険相互会社	100百万円

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成29年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,691,555株  
 (3) 株主数 1,957名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日電ホールディングス株式会社	534千株	11.47%
青木さち子	311	6.67
日本生命保険相互会社	168	3.61
昭和電線ケーブルシステム株式会社	161	3.45
リケンテクノス株式会社	101	2.18
泉州電業株式会社	97	2.10
八木久左エ門	90	1.94
因幡電機産業株式会社	84	1.82
昭和化成工業株式会社	75	1.60
JMACS従業員持株会	73	1.58

(注) 持株比率は自己株式（31,838株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役 の 状況 (平成29年 2月28日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	植 村 剛 嗣	
常 務 取 締 役	松 本 雅 博	製 造 技 術 本 部 長 兼 管 理 部 管 掌
常 務 取 締 役	浦 井 清 一	製 品 戦 略 本 部 長
常 務 取 締 役	掘 井 尚 登	電 線 営 業 本 部 長
取 締 役	川 瀬 幸 雄	昭 和 電 線 ケーブルシステム株式会社 取 締 役 電 線 ・ 線 材 ユ ニ ッ ト 長
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	石 堂 二 郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 延 彦	鈴 木 鋼 材 株 式 会 社 社 長 代 表 取 締 役 会 社 長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	澤 田 知 宏	株 式 会 社 澤 田 工 業 所 役 代 表 取 締 役

- (注) 1. 当社は、平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役川瀬幸雄氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)鈴木延彦氏および澤田知宏氏は、社外取締役であります。なお、当社は澤田知宏氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために石堂二郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役加藤義孝氏は辞任により退任いたしました。
  - ② 平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、取締役上田裕一氏は辞任により退任いたしました。
  - ③ 平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、取締役天野直哉氏は辞任により退任いたしました。
  - ④ 平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時において、新たに石堂二郎氏は取締役(常勤監査等委員)に選定され就任いたしました。
  - ⑤ 平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時において、新たに鈴木延彦氏は取締役(監査等委員)に選定され就任いたしました。
  - ⑥ 平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時において、新たに澤田知宏氏は取締役(監査等委員)に選定され就任いたしました。

6. 当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
松本雅博	取締役電線事業部 兵庫工場長	常務取締役 製造技術本部 兼管理部管掌	平成28年5月26日
浦井清一	取締役トータルソ リューション部長	常務取締役 製品戦略本部長	平成28年5月26日
堀井尚登	常務取締役 電線事業部 兼営業本部長 第2営業部	常務取締役 電線営業本部長	平成28年5月26日

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 (1)	97,146千円 (1,800)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	4,950 (1,800)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	2,232 (600)
合計 （うち社外役員）	14 (5)	104,328 (4,200)

- (注) 1. 上記には平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。なお当社は、平成28年5月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成元年5月25日開催の第25期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、昭和62年5月25日開催の第23期定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。
6. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の報酬等の額が含まれております。
7. 監査役の報酬等の額には、平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会終結の時において取締役（監査等委員）に就任した退任監査役3名の報酬等の額が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役川瀬幸雄氏は、昭和電線ケーブルシステム株式会社の取締役電線・線材ユニット長を兼務しております。なお、当社は昭和電線ケーブルシステム株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。
  - ・取締役（監査等委員）鈴木延彦氏は、鈴木鋼材株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお、当社は鈴木鋼材株式会社との間に原材料購入等の取引関係があります。
  - ・取締役（監査等委員）澤田知宏氏は、株式会社澤田工業所の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社澤田工業所との間に原材料購入等の取引関係があります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	川 瀬 幸 雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 延 彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会3回のうち3回出席、監査等委員会10回開催のうち9回出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	澤 田 知 宏	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会3回、監査等委員会10回すべてに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 報酬等の額

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 19百万円 |
| 2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是、社訓ならびに経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を、役職者をはじめ全従業員に継続的に伝達し、周知徹底させることにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底します。

当社は、常務会ならびに部長会を定期的に開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況等の情報の共有化、会社に著しい損害および利益を及ぼすおそれのある事実の発生の把握、企業行動規範の浸透と遵守、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映させます。

また、代表取締役社長は内部統制室長をコンプライアンスに関する責任者として任命し、内部統制室および管理部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたることとしており、監査部門である内部統制室は、内部統制システムやリスク管理システムの整備、運用状況の監査、経営目的の達成のために適正で有効な組織活動（業務）が行われているかの監査、また、会社資産の紛失・盗難・滅失や従業員等の不正が生じていないかの監査を実施します。

監査等委員会、内部統制室および管理部は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告します。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を含め、文書管理規程をはじめとする社内規程に基づき、法令、定款に則った情報・文書の保存・管理を行います。

監査等委員会および内部統制室は連携し、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について問題なく実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告します。

関連する社内諸規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社を取り巻く環境や内部環境は時として急激に変化し、これらは経営に大きなリスクをもたらしており、企業が成長力を維持する基盤として、リスク管理能力が非常に重要であり、企業の評価を大きく左右するという認識に立ち、リスク管理を経営上の大きな課題の一つと捉えます。

リスク管理体制としては、管理部、営業本部および製造技術部門の各担当部門の責任および取るべき行動を分担、管理することとしており、経営上のリスクについては、逐一取締役会に報告し、決裁を得ることとします。

規程については、既存の経理規程、内部情報管理規程等のほか必要に応じて新たに制定します。

監査等委員会および内部統制室は連携し、各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、中期経営計画および年度経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務が効率的に行われるよう監督します。

各部門長は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定します。

代表取締役社長は、その進捗状況を各部門長に部長会において報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図ってまいります。

⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項ならびにその取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員室を置き、必要な人員を配置することができます。

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生するおそれがあるとき、重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議すべき重要な事項等を、法令および社内規程に基づき監査等委員会に報告するものとします。

監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役および使用人に説明を求めることとします。

- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針  
当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に費用の前払いまたは償還等を求めたときは、その職務に必要なでないことが明らかな場合を除き、速やかにその費用を処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み状況

原則として月1回の取締役会を開催する他、毎週の常勤役員等で構成される常務会において各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取り組み状況

社外取締役を含む監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席および代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門は、内部統制に関する基本計画に基づき当社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配するものあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視してまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実を努めるとともに、安定配当を継続することを基本方針としております。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、その期末配当の決定機関は株主総会であります。

## 貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	2,600,735	流動負債	1,241,029
現金預金	330,519	支払手形	499,099
受取手形	129,448	買掛金	288,771
電子記録債権	78,539	短期借入金	200,000
売掛金	1,480,746	1年以内返済予定の長期借入金	42,500
商品及び製品	230,011	未払金	74,707
仕掛品	101,464	未払費用	6,976
原材料及び貯蔵品	198,129	未払法人税等	9,852
前渡金	1,885	未払消費税等	69,659
前払費用	11,823	預り金	25,593
繰延税金資産	27,463	前受収益	5,663
未収入金	8,959	賞与引当金	17,904
未収還付法人税等	355	その他	301
その他	1,559	固定負債	1,012,123
貸倒引当金	△169	長期借入金	722,500
固定資産	4,278,690	退職給付引当金	111,025
有形固定資産	2,400,659	役員退職慰労引当金	147,616
建物	1,091,448	長期預り保証金	30,981
構築物	40,599	負債合計	2,253,152
機械装置	196,006	(純資産の部)	
車両運搬具	2,136	株主資本	4,561,656
工具器具備品	24,631	資本金	647,785
土地	1,045,837	資本剰余金	637,785
無形固定資産	9,421	資本準備金	637,785
ソフトウェア	9,421	利益剰余金	3,291,286
投資その他の資産	1,868,609	利益準備金	92,150
投資有価証券	125,106	その他利益剰余金	3,199,136
関係会社出資金	62,720	別途積立金	2,910,000
長期前払費用	3,596	繰越利益剰余金	289,136
繰延税金資産	38,093	自己株式	△15,200
投資不動産	1,585,526	評価・換算差額等	64,617
その他	53,567	その他有価証券評価差額金	64,617
資産合計	6,879,426	純資産合計	4,626,273
		負債純資産合計	6,879,426

(注) 金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,156,755
売 上 原 価	3,158,620
売 上 総 利 益	998,134
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	993,082
営 業 利 益	5,052
営 業 外 収 益	71,618
受 取 利 息	41
受 取 配 当 金	2,443
受 取 賃 貸 料	66,591
そ の 他	2,541
営 業 外 費 用	21,923
支 払 利 息	8,796
賃 貸 収 入 原 価	9,413
そ の 他	3,712
経 常 利 益	54,746
特 別 利 益	17,391
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,831
固 定 資 産 売 却 益	5,126
子 会 社 清 算 益	9,433
特 別 損 失	26,854
減 損 損 失	23,814
固 定 資 産 除 却 損	3,039
税 引 前 当 期 純 利 益	45,283
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,262
法 人 税 等 調 整 額	9,166
当 期 純 利 益	30,854

(注) 金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金合		
				別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成28年3月1日 残高	647,785	637,785	92,150	2,910,000	304,879	3,307,029	△15,200	4,577,398
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△46,597	△46,597		△46,597
当期純利益					30,854	30,854		30,854
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△15,742	△15,742	—	△15,742
平成29年2月28日 残高	647,785	637,785	92,150	2,910,000	289,136	3,291,286	△15,200	4,561,656

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成28年3月1日 残高	40,636	4,618,034
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△46,597
当期純利益		30,854
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	23,981	23,981
事業年度中の変動額合計	23,981	8,238
平成29年2月28日 残高	64,617	4,626,273

(注) 金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

## (1) 資産の評価基準および評価方法

## ① 有価証券

関係会社出資金

総平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

## ② たな卸資産

・商品・製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

および投資不動産

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法により、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～31年

機械装置 2～10年

## ② 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんは、5年間で均等償却を行っております。

## ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (3) 引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ④ 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。  
当社は平成20年5月22日開催の臨時取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、在任中の役員に対し、内規に基づく制度廃止日までの在任期間に係る退職慰労金を退任時に支給することを決議いたしました。従いまして、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準等第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成27年12月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性の判断要件の見直し等

(2) 適用予定日

平成29年3月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当会計基準等の適用による計算書類に与える影響は、現在評価中であります。

**2. 貸借対照表に関する注記**

## (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

## ① 担保に供している資産

建物	539,430千円
構築物	10,635千円
土地	<u>414,770千円</u>
計	<u>964,836千円</u>

## ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	42,500千円
長期借入金	<u>722,500千円</u>
計	<u>765,000千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,187,703千円

(3) 投資不動産の減価償却累計額 161,032千円

(4) 受取手形裏書譲渡高 222,978千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 135千円

(6) 投資有価証券の消費貸借契約

投資有価証券には、有価証券の消費貸借契約に基づく貸付有価証券76,188千円が含まれております。

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

売上高

625千円

#### (2) 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
事業用資産	建物	名古屋市名東区	3,276千円
—	のれん	大阪市福島区	20,537千円

事業用資産については今後の使用見込がないため、正味売却価額による回収可能価額を零と判断し、減損損失として帳簿価額相当額3,276千円を特別損失に計上しております。

のれんについては、事業を譲り受けた際に超過収益力を前提にのれんを計上しておりましたが、取得時に検討した事業計画の達成に遅れが生じており、計画値の達成には時間を要すると判断し、使用価値により回収可能価額を見積った結果、未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### (3) 固定資産除却損

固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

機械装置	2,512千円
投資不動産	527千円
合計	3,039千円

#### (4) 投資有価証券売却益

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	4,348千円	2,831千円	—

#### (5) 固定資産売却益

旧社物流センターの売却に伴い5,126千円固定資産売却益が発生しております。

#### (6) 子会社清算益

非連結子会社である上海日芦貿易有限公司の清算に伴い発生したものであります。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,691,555株	—株	—株	4,691,555株

## (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	31,838株	—株	—株	31,838株

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額等

平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 46,597千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成28年2月29日
- ・効力発生日 平成28年5月27日

## ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成29年5月30日開催予定の第53期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 46,597千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成29年2月28日
- ・効力発生日 平成29年5月31日

## 5. 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産の部	(千円)
(繰延税金資産)	
たな卸資産評価損	1,116
賞与引当金等	6,255
繰越欠損金	20,039
その他	51
繰延税金資産合計	27,463
固定資産の部	
(繰延税金資産)	
退職給付引当金	33,862
役員退職慰労引当金	45,023
電話加入権	1,211
減損損失	6,264
子会社整理損	6,481
繰越欠損金	53,164
その他	2,757
繰延税金資産小計	148,765
評価性引当金	△100,934
繰延税金資産合計	75,294
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△9,737
繰延税金負債合計	△9,737
繰延税金資産の純額	65,556

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年3月1日から平成31年2月28日に解消が見込まれる一時差異については、31.7%から30.5%に、平成31年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、31.7%から30.2%に変更されております。

なお、これによる影響は軽微であります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電線の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金の使途として、運転資金を短期で、設備投資資金を長期で調達しております。

営業債務および借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社において月次資金繰計画を作成して、資金の状況を管理しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日および残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### 2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### 3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	330,519	330,519	—
(2) 受取手形	129,448	129,448	—
(3) 電子記録債権	78,539	78,539	—
(4) 売掛金	1,480,746	1,480,746	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	125,106	125,106	—
資産計	2,144,359	2,144,359	—
(1) 支払手形	499,099	499,099	—
(2) 買掛金	288,771	288,771	—
(3) 短期借入金	200,000	200,000	—
(4) 未払金	74,707	74,707	—
(5) 長期借入金	765,000	763,366	△1,633
負債計	1,827,577	1,825,944	△1,633

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権および(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金および(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金の中には1年以内返済予定の長期借入金42,500千円が含まれております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	330,519	—	—	—
受取手形	129,448	—	—	—
電子記録債権	78,539	—	—	—
売掛金	1,480,746	—	—	—
合計	2,019,253	—	—	—

## 3. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	42,500	42,500	42,500	637,500	—	—
合計	242,500	42,500	42,500	637,500	—	—

#### 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府において、賃貸用の建物および土地を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は57,177千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,587,168	△1,641	1,585,526	871,800

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、増加額は賃貸用の建物に係る電動シャッターの設置費用(647千円)であります。また、減少額は、減価償却費(1,761千円)、賃貸用の建物に係る電動シャッター(527千円)の除却によるものであります。
3. 事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 992円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円62銭   |

## 9. 退職給付関係に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を併用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度と確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、これらの制度に加え、複数事業主制度の厚生年金基金制度（西日本電線工業厚生年金基金）に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

### (2) 確定給付制度

#### ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	104,167千円
退職給付費用	33,588
退職給付の支払額	△4,205
制度への拠出額	△22,524
退職給付引当金の期末残高	111,025

#### ② 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	421,302千円
年金資産	△310,276
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	111,025
退職給付引当金	111,025
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	111,025

#### ③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	33,588千円
----------------	----------

## (3) 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、ありません。

複数事業主制度の直近の積立状況（平成27年3月31日現在）

年金資産の額	27,741,179千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計	33,412,488千円
差引額	△5,671,308千円

差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高5,066,347千円および繰越不足金604,961千円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間18年の元利均等償却であります。

なお、西日本電線工業厚生年金基金は、平成27年7月13日に厚生労働大臣より、解散認可を受けております。同基金の解散による追加負担額の発生は、見込まれておりません。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

JMACS株式会社

平成29年4月11日

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 駿河 一郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JMACS株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年4月14日

JMACS株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石 堂 二 郎 ㊟

監 査 等 委 員 鈴 木 延 彦 ㊟

監 査 等 委 員 澤 田 知 宏 ㊟

(注) 監査等委員鈴木延彦および澤田知宏の両氏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実に努めるとともに、安定配当を継続することを基本方針としております。

第53期の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は46,597,170円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月31日といたしたいと存じます。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。「以下、本議案において同じ。」）5名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	植村 剛嗣 (昭和28年1月10日)	平成6年5月 当社取締役 平成8年5月 同常務取締役新規需要開発担当 平成10年5月 同専務取締役新規需要開発管掌 平成15年4月 同専務取締役開発部長 平成16年6月 同代表取締役専務取締役 平成16年7月 同代表取締役副社長 平成17年5月 同代表取締役社長 平成21年4月 同代表取締役社長兼営業本部長 平成26年6月 同代表取締役社長(現任)	2,330株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当社における 地 位 お よ び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 数
2	まつもと まさひろ 松本 雅博 (昭和34年9月16日)	昭和54年12月 当社入社 昭和61年9月 同製造部大阪工場第 一製造課長代理 昭和63年4月 同製造部大阪工場第 一製造課長 平成15年4月 同製造本部大阪製造 部長代理 平成18年6月 同製造本部大阪製造 部長 平成21年4月 同製造技術本部付部 長 平成23年4月 同営業本部物流部長 平成26年6月 同電線事業部兵庫工 場物流部長 平成27年5月 同取締役電線事業部 兵庫工場物流部長 平成27年6月 同取締役電線事業部 兵庫工場長 平成28年5月 同常務取締役製造技 術本部長兼管理部管 掌(現任)	8,100株
3	うら い せい いち 浦井 清一 (昭和48年3月15日)	平成10年3月 矢崎総業株式会社入 社 平成16年5月 株式会社インターア クション入社 平成17年6月 同社営業本部部長 平成20年7月 株式会社コアシステ ムジャパン入社 平成20年7月 同社常務執行役員営 業技術統括 平成21年11月 株式会社アクロス設 立代表取締役 平成27年3月 当社入社 平成27年3月 同新規事業室長 平成27年5月 同取締役新規事業室 長 平成27年9月 同取締役トータルソ リューション部長 平成28年5月 同常務取締役製品戦 略本部長(現任)	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当社における 地 位 お よ び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 数
4	ほり い ひさ と 掘 井 尚 登 (昭和36年12月15日)	昭和59年4月 当社入社 平成4年1月 同技術部品質管理課 担当課長 平成11年7月 同製造部品質保証課 長 平成13年4月 同製造部次長 平成15年4月 同製造本部技術部長 平成18年5月 同取締役製造本部技 術部長 平成20年1月 同取締役製造技術本 部品質保証部長 平成21年4月 同取締役製造技術本 部技術部長 平成21年5月 同常務取締役製造技 術本部技術部長 平成22年5月 同常務取締役製造技 術本部副本部長 平成23年6月 同常務取締役製造技 術本部長 平成26年6月 同常務取締役電線事 業部営業本部長 平成27年11月 同常務取締役電線事 業部営業本部長兼第 2 営業部長 平成28年5月 同常務取締役電線營 業本部長 (現任)	11,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における 地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	かわせゆきお 川瀬 幸雄 (昭和36年12月4日)	昭和57年4月 昭和電線電纜株式会社(現昭和電線ホールディングス株式会社)入社 平成17年7月 同社電線線材部技術・品質保証部長 平成18年3月 同社電線線材部線材部長兼三重事業所長 平成18年4月 昭和電線ケーブルシステム株式会社エネルギーシステムユニット線材部長兼三重事業所長 平成20年6月 同社エネルギーシステムユニット技術・品質保証部長 平成21年12月 同社エネルギーシステムユニット技術・品質保証部長兼営業技術G長 平成22年5月 当社取締役(現任) 平成23年6月 昭和電線ケーブルシステム株式会社エネルギーシステムユニット電線製造部長 平成27年6月 同社取締役エネルギーシステムユニット電線製造部長 平成27年10月 同社取締役電線・線材ユニット長(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成28年5月26日開催の第52期定時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1,000万円以内と致します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の監査等委員である取締役を除く取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役を除く取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年35,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

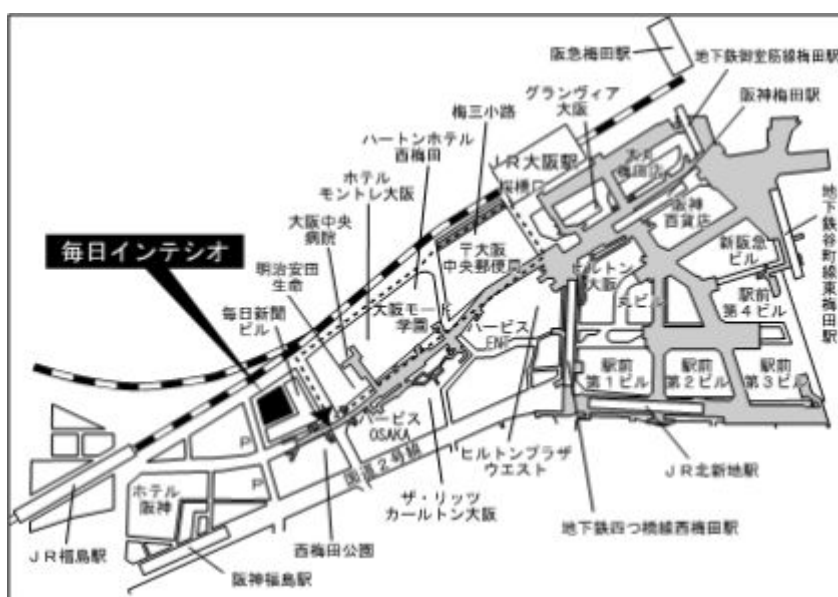
(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

## 株主総会会場ご案内図

大阪市北区梅田3丁目4番5号  
毎日インテシオ 4階 大会議室  
電 話 06-6346-8351



最寄り駅：	J R大阪駅（桜橋口）より	徒歩約8分
	阪神梅田駅より	徒歩約8分
	J R北新地駅より	徒歩約9分
	地下鉄四つ橋線西梅田駅より	徒歩約8分
	地下鉄御堂筋線梅田駅より	徒歩約11分
	地下鉄谷町線東梅田駅より	徒歩約12分
	阪急梅田駅より	徒歩約18分
	J R福島駅より	徒歩約5分
	阪神福島駅より	徒歩約5分

※ 駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用ください  
ますようお願い申し上げます。